

## 昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
(使用の範囲) 第2条 2 テニスコートの照明設備の使用の許可を受けることができる者は、市 の区域内に居住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、18歳未満 の者の使用については、成人の同伴を要するものとする。	(使用の範囲) 第2条 2 テニスコートの照明設備の使用の許可を受けることができる者は、市 の区域内に居住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、18歳 <u>以下</u> の者 <u>(学生及び就労者を除く。)</u> の使用については、成人の同伴を要す るものとする。